

芦屋市障がい福祉人材養成事業補助金に係るQ & A

Q 1 芦屋市民ではありませんが、補助対象となりますか。

A 1 芦屋市民でない場合でも、市内の障がい福祉サービス事業所に勤務していれば対象となります。
対象の障がい福祉サービス事業所は要綱別表第 1 で確認してください。

Q 2 非常勤で勤務していますが、補助対象となりますか。

A 2 対象となります。

Q 3 派遣職員として勤務していますが、補助対象となりますか。

A 3 対象となりません。

Q 4 現在は退職していますが、過去に市内事業所で勤務していた場合にも補助対象となりますか。

A 4 対象となりません。

Q 5 補助対象となる期間はいつまでですか。

A 5 交付申請日から過去 1 年以内に研修を修了している必要があります。(研修修了日から 1 年間で
す。)

Q 6 初任者研修の費用助成を受けた後に、実務者研修の費用について補助を受けることはできますか。

A 6 申請可能です。ただし、予算に達していた場合、補助できない場合もあります。

Q 7 受講費（講座の受講料及び教材費等）には、入学金も含んでもよいでしょうか。

A 7 入学金を含んだ額での申請が可能です。

Q 8 受講費を分割払いで払っており、支払い終わりは数か月先になりますが、その段階での申請は可能でしょうか。

A 8 支払いが終了した際に申請いただくこととなります。ただし、受講から 1 年以内に支払いが終了
していること。

Q 9 初任者研修と実務者研修が一括となったプランで申し込んでいる場合に、領収書の原本が 1 枚しかありませんが、どちらかの研修でしか申し込めないのでしょうか。

A 9 対象期間内に研修を修了されている場合にはいずれの研修でも申し込むことが可能です。領収書
にそれぞれの内訳が記載されていることをご確認ください。2 度目の申請時には既に提出された
領収書をもって確認書類とさせていただきますので、申請時にその旨をお伝えください。

芦屋市障がい福祉人材養成事業補助金に係るQ & A

Q10 初任者研修・実務者研修のセット割引で受講しているため、それぞれの領収書がありません。

A10 領収書に初任者研修の額、実務者研修の額、割引額が載っていれば申請可能です。割引された額での申請を行う場合、申請時に提出する研修パンフレット等は割引額の記載があるものにしてください。紹介割引等を利用した場合も同様です。

Q11 領収書を紛失してしまいました。

A11 領収書は必須となります。再発行を依頼してください。

Q12 「研修を修了したことを証する書類」とは、修了証の原本ですか。修了証の写しでもよいのでしょうか。また、修了見込証明証でもいいのでしょうか。

A12 修了証の写しを添付ください。修了見込証明書では認められません。

Q13 申請時の添付書類「研修の受講料及び受講内容がわかるもの」は受講の手引き等でもいいのでしょうか。

A13 受講料、研修内容が掲載されていれば、研修パンフレットのほか、受講の手引きや研修チラシ等でも差し支えありません。

Q14 法人で申請する場合に、一法人での件数の制限はありますか。

A14 制限は設けていません。

Q15 法人で複数申請する場合に、一括での申請は可能でしょうか。

A15 可能です。その場合、受講者と研修費用の一覧等の書類を追加でご提出いただく場合があります。

Q16 法人が負担したことが分かる書類とは、どのようなものでしょうか。

A16 研修実施団体への振込明細書や領収書等が該当します。